

会津都市計画地区計画の決定（河東町決定）

都市計画地区計画を次のように決定する。

名 称		東長原地区計画	
位 置		河沼郡河東町大字東長原	
面 積		約18.9ha	
区域の整備・開発及び保の全方針	地区計画の目標	本地区は、河東町北方に位置し、磐越西線東長原駅を中心とする飛地市街化区域49.0haの中にある。 当該区域に接して既存工場が立地している。この地区は、工場社宅及び一般住宅が密集しており、今後とも住宅の建設が予想されるので、地区計画を策定して無秩序な市街化を防止する。	
	土地利用の方針	主として住居の環境を保護する地域とする。又地区内には、公園を適正に配置する。	
	地区施設の整備の方針	地区施設として区画街路（W=12.0m、9.0m、6.0m）自転車・歩行者道（W=4.0m）道路広場を適正に配置して整備する。	
	建築物等の整備の方針	住宅地として閑静でうるおいのある良好な居住環境が形成されるよう規制誘導する。	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	区画街路（W=）12.0m（L=）約400m 9.0m 約200m 6.0m 約2,900m	自転車・歩行者道 （W=）4.0m（L=）約175m ----- 道路広場（1ヶ所）A=860㎡
	建築物の敷地面積の最低限度	200㎡ ただし現に建築物の敷地として、使用されている土地で当該規定に適合しないもの、又は現に存する所有権、その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば、当該規定に適合しない土地について、その全部を一の敷地として使用する場合は適用しないものとする。	
	建築物の壁面の位置の制限	北側敷地境界線（隅切部分は除く）から、建築物の外壁又はこれにかわる柱（以下「外壁等」という。）の中心線までの距離の最低限度は、1.5mとし、北側を除く敷地境界線（隅切部分は除く）から、建築物の外壁等の中心線までの距離の最低限度は1mとする。ただし、付属建築物で軒高2.3m以下のものは除く。	
	建築物の高さの最高限度	10m	
	かき又はさくの構造の制限	生がき又は高さが1.2m以下の透視可能な材料（高さが60cm以下の部分はこの限りでない。）で造られたものとする。	

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

【理 由】

本町、東長原地区の土地利用計画、施設計画を確立し適正な市街化を誘導するため本案のとおり決定する。